

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1	会議の名称	令和 5 年度第 2 回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2	会議の開催日時	令和 5 年 1 1 月 1 4 日 (火曜日) 午後 1 時 5 0 分～午後 2 時 4 5 分
3	会議の開催場所	ときわ会館 5 階 小ホール
4	出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀 (会長) 芝 園子 島崎 明彦 依田 英男 福田 節子 吉野 喜八 星野 宏充
5	欠席者名	佐藤 理恵
6	議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 (1) 会長の選出について (2) 職務代理者の指名について 【報告】 (1) さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について (令和 5 年度 9～10 月分) (2) さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について (令和 5 年度 9～10 月分) (3) 行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る報告について (4) 個人情報の保護に関する法律第 68 条に基づく漏えい等の報告について (5) 開示請求に係る全庁通知について
7	非公開の理由	
8	傍聴者の数	0 人
9	審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10	問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118 (直通)
11	その他	

## 会 議 録

会 議 名：令和5年度第2回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：令和5年11月14日（火）

開催時間：午後1時50分から午後2時45分まで

開催場所：ときわ会館5階小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長）      芝 園子  
島崎 明彦                      依田 英男  
福田 節子                      吉野 喜八  
佐藤 理恵（欠席）      星野 宏充

### 議 題

#### 【議案】

- (1) 議案第 1 号      会長の選出について
- (2) 議案第 2 号      職務代理者の指名について

#### 【報告】

- (1) さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について  
（令和5年度9～10月分）
- (2) さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について  
（令和5年度9～10月分）
- (3) 行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る報告について
- (4) 個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について
- (5) 開示請求に係る全庁通知について

事 務 局：総務局総務部長

総務局総務部参事兼行政透明推進課長

総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係長

総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係主任

総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係主事

小島 徹一郎

善如寺 健

堀切 昇

中元 貴之

新藤 望

発言者	発言内容
1 開 会	
事務局	<p>本日は御多用のところ、委員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。</p>
	<p>また、このたびは、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会の委員をお引き受け</p>
	<p>いただきまして、誠にありがとうございました。</p>
	<p>これから2年間の任期となりますが、どうぞよろしく願いいたします。</p>
	<p>令和5年10月22日付の委員委嘱後初めての会議となりますので、初めに委員の</p>
	<p>皆様より自己紹介をしていただきたいと思います。お手元の委員名簿をご覧ください。</p>
各委員	<p>(各委員 自己紹介)</p>
事務局	<p>次に、当審議会を担当いたします職員を紹介させていただきます。お手元の事務局</p>
	<p>職員名簿をご覧ください。</p>
	<p>(事務局職員 自己紹介)</p>
	<p>それでは、ただいまから、令和5年度第2回さいたま市情報公開・個人情報保護審</p>
	<p>議会を開催いたします。</p>
	<p>なお、会議録作成のため録音をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います</p>
	<p>と思います。よろしいでしょうか。</p>
	<p>〔「はい」と言う者あり〕</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>それでは、本日の定足数ですが、委員8名のところ7名出席しておりますので、会</p>
	<p>議は成立しております。</p>
	<p>なお、本日の審議会でございますが、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条</p>
	<p>例及びさいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、公開の会議となっ</p>
	<p>ておりますが、傍聴人の方はいらっしゃいませんでした。</p>
	<p>それでは、議題の審議に先立ちまして、今後審議会を運営していくに当たり、新た</p>
	<p>に委員をお引き受けいただきました方もいらっしゃいますので、当審議会の所掌事務</p>
	<p>等について御説明をいたします。</p>
	<p>それでは、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務等について御説明</p>
	<p>させていただきます。お手元の情報公開制度・個人情報保護制度の手引を御用意くだ</p>
	<p>さい。</p>
	<p>まずこちらの163ページをお開きください。こちらは当審議会条例の逐条解説と</p>
	<p>なっております。条例の第1条は、審議会の設置について定めております。こちら</p>

の解釈の1にありますとおり、当審議会は本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、よりよい制度へと発展させるために設置されるものでございます。

続きまして164ページをお開きください。第2条でございますが、こちらは当審議会の所掌事務について定めております。所掌事務は、大きく分けて3つございまして、本市の各担当部署からの諮問に対して審議し答申を行うこと、それから個人情報の取扱いについて市長または市議会議長からの報告を受けること、それから情報公開・個人情報保護制度に関する重要事項について市長に建議すること、の以上でございます。

まず1つ目の、諮問を受けて審議し答申を行うことについてですが、この事項は大きく分けて制度の運営に関する重要事項と、情報公開条例並びに個人情報保護法、個人情報保護法施行条例及び市議会個人情報保護条例において審議会に意見を聴くこととされていることと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の第28条第1項に規定する評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により意見を聞くこととされた事項の3種類ございます。

制度の運営に関する重要事項については、164ページ中ほどの「解釈」の第1項関係の第1号関係の2に例示がありますように、制度運営に関する組織・手続の在り方などがございます。

2つ目の情報公開条例並びに個人情報保護法、個人情報保護法施行条例及び市議会個人情報保護条例において審議会に意見を聴くこととされていることにつきましては、同じく164ページの下から8行目からの「第2号関係」に記載がございます。特に個人情報保護法施行条例の改正または廃止について、また市が行う個人情報の取扱いに関する運用上の細則が改正されることについて、審議会へ諮問されて答申することがございます。

3つ目の番号法第28条第1項に規定する評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項につきましては、165ページの上から10行目からの「第3号関係」に記載がございます。番号法において、マイナンバーをその内容に含む個人情報を「特定個人情報」と定義しており、この特定個人情報のデータベースを保有しようとするときに、特定個人情報保護評価という評価が必要になります。この評価を行うに当たっては、特定個人情報保護評価書に関する規則第7条第4項の規定により、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関等の意見を聞くものとされていることか

ら、本審議会の所掌事務として規定されているところでございます。

所掌事務に戻りまして、2つ目の個人情報の取扱いに関して市長または市議会議長からの報告を受けることについてでございますが、こちらは市が個人情報を収集して事務を行う場合に、議会局以外の各担当部署は市長宛てに、議会局の担当部署は市議会議長宛てに、個人情報取扱事務届出書という届出書を提出し、市長はその届出内容を審議会に報告することとされております。個人情報取扱事務届出書とは、こういった個人情報をこういった目的のために利用するのかなどといった内容のものでございます。

なお、本日の報告事項は、この報告を受けるというものでございます。

3つ目の情報公開・個人情報保護制度に関する重要事項に関して市長に建議することについてでございますが、これは他の2つと違い、審議会が自主的に情報公開制度と個人情報保護制度に関して、市長に対して意見を述べるものでございます。

続きまして、166ページを御覧ください。第3条でございますが、こちらは当審議会の組織について定めております。当審議会は委員10人以内をもって組織し、委員については学識経験者と市民代表者の方から市長が委嘱するものとしております。今回は8名の委員さんに委嘱させていただいております。

続きまして、第4条でございますが、こちらは当審議会委員の任期について定めております。委員の任期は2年とされており、再任も可能となっております。

なお、今期の皆様の任期につきましては、令和5年10月22日から令和7年10月21日までとなっております。

続きまして、167ページを御覧ください。第5条でございますが、こちらは当審議会の会長について定めております。会長は委員の互選により定め、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代理するとしております。

この後、本日の議題で皆様方に会長を選任していただく予定でございます。

続きまして、第6条でございますが、審議会の会議について定めております。会議は会長が招集し議長となること、委員の過半数をもって会議が成立することが定められております。また、会議は原則公開となりますが、会長が必要と認める場合は審議会に諮って公開しないとすることができます。

続きまして、168ページを御覧ください。第7条でございますが、審議会の職務権限について定めております。当審議会が必要と認める場合には、関係者に対して出席を求めることや、資料の提出を求めることができると定めております。

続きまして、第8条でございますが、審議会の委員の皆様のお守秘義務について定めております。通常の議題では公開の場で会議を行いますので、職務上知り得るような

秘密を取り扱うことはございませんが、例えば特定の市民の個人情報等について御審議いただくことになるような時は、守秘義務が発生する場合がございますので、このような規定を定めております。

なお、委員の皆様へお支払いする報酬と旅費ですが、翌月の上旬頃までにはお支払いをさせていただきます。

以上で本審議会の所掌事務等についての説明を終わりにさせていただきます。

それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。また、既に委員の皆様へ送付させていただいております報告資料（３）の行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る報告について、（４）の個人情報の保護に関する法律第６８条に基づく漏えい等の報告について、（５）の開示請求に係る全庁通知についての資料がございます。

なお、報告資料（１）のさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について及び（２）のさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告についての資料につきましては、お手元のタブレット端末に資料を御用意しておりますので、後ほど御確認いただきます。

最後に、情報公開・個人情報保護制度運用状況令和４年度版がございます。こちらは、令和４年度中の行政情報開示請求などの内容や本審議会の活動状況などを冊子にまとめたものとなっております。この冊子は御自宅へお持ち帰りください。

それでは、紙で配付しております資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、こちらに予備がございますので、お申出ください。

よろしいでしょうか。

（資料確認）

事務局

資料はお揃いでよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次にデータ資料の確認方法について、担当より御説明申し上げます。

（データ資料の確認方法について説明）

（資料確認）

---

## ２ 議 題

### 議案第 1 号 会長の選出について

---

事務局

それでは、議題に入らせていただきます。

議事進行につきましては、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第６条第１項の規定により会長が議長となることと規定しておりますが、委員の皆様任期の初めということで会長が選任されておられませんので、会長選任までの間、しばらく進

行役を務めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

事務局 ありがとうございます。

それでは、議案第1号の会長の選出について御協議をいただきたいと存じます。

当審議会条例第5条第1項の規定により、会長は委員の互選によると定められております。委員の皆様から会長の選出について御意見はございますでしょうか。

島崎委員、どうぞ。

島崎委員 前会長でいらっしゃいました馬橋弁護士に、実績もありますことから、引き続き会長をお願いしたいと存じます。

事務局 ただいま島崎委員から、馬橋委員を会長にという御意見がございましたが、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

事務局 ありがとうございます。

それでは、会長に馬橋委員が選出されましたので、中央の席へお移りいただきたいと存じます。

それでは、これからの議事進行につきましては、当審議会条例第6条第1項の規定により、馬橋会長をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 改めまして、馬橋でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

---

#### 議案第2号 職務代理者の指名について

---

議長 それでは、議題の2ということですが、これは職務代理者の方を指名するということになっております。

私が指名するということになっておりますけれども、芝委員さんをお願いするというところでいかがでございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長 よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

---

#### 報告事項

- (1) さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について  
(令和5年度9～10月分)

議長 それでは、報告事項に入りまして、報告事項の(1)、さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告についてということで、事務局からお願いいたします。

事務局        それでは、報告事項（１）のさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告についてを御説明させていただきます。

      この報告は、さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第３条の規定に基づく、市長から本審議会宛ての報告でございます。

      それでは、報告資料（１）を御覧ください。よろしいでしょうか。まず、１ページ目は、令和５年１１月２日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和５年９月１日から１０月３１日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書及び変更届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が７件、変更が５件でございます。

      なお、各届出書は４ページから１５ページまでに掲載されております。

      報告は以上となります。

議長        ありがとうございます。

      後ろの方に実際の報告書が出ておりまして、この黒のポチがついている項目を収集するというのが最初の流れですが、その後収集をやめるというのが、後に出ているのがその資料ということになっております。毎回こういった報告が出てまいります。何かこの仕組みとかについて御質問があれば、どうぞ遠慮なくおっしゃっていただきたいと思えます。あるいは見方とか。一応こういう情報を勝手に収集してはいけないということで、こういう形で報告するという制度になっているということでございます。よろしいでしょうか。

      〔「はい」と言う者あり〕

---

（２）さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について（令和５年度９～１０月分）

---

議長        では、続きまして、これは市の関係でしたけれども、今度は報告事項（２）のさいたま市議会の方についての報告ということで、これも事務局からお願いします。

事務局        それでは、報告事項（２）のさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告についてを御説明させていただきます。

      この報告は、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第４条の規定に基づく、市議会議長から本審議会宛ての報告でございます。

      報告資料（２）を御覧ください。１ページ目は、令和５年１１月２日付の市議会議長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和５年９月１日から１０月３１日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書となりまして、件数は１件でございます。

      なお、届出書は３ページに掲載されております。



報告は以上となります。

議長 ありがとうございます。

何かございますか。

このオープン委員会って何なのですか。新しく始まったのですか。何を、予算委員会の中の一つなののでしょうか。括弧して予算委員会って書いてありますが。出来たてだから、こういう届出が出ているのでしょうか。

島崎委員 あまりこれは聞かないですね。

議長 そのうち周知されるとは思いますけれども、今度機会があったときに教えてください。

よろしいですか。何か御質問があれば、何でもおっしゃってください。よろしいでしょうか、この報告は了承するということで。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 ありがとうございます。

---

### (3) 行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る報告について

---

議長 続きまして、報告の(3)のところでございます。行政機関等の匿名加工情報の提案募集に係る報告についてということで、これは事務局からお話しということでよろしいですか。

事務局 それでは、報告事項(3)の行政機関等匿名加工情報の提案制度について御説明いたします。

個人情報保護法の改正によりまして、令和5年4月1日から、行政機関等匿名加工情報制度が新たに創設されました。本市では、令和5年7月3日から8月4日まで行政機関等匿名加工情報に係る提案募集を行いましたので、その結果について御報告するものでございます。

まず、資料の行政機関等匿名加工情報提案制度の概要を御覧ください。制度概要を説明する前に、本制度に関する用語である「個人情報ファイル簿」について御説明させていただきます。我々地方公共団体は、法令等に基づきまして介護保険や税の申告に係る事務を行っており、その事務手続の過程において市民などの氏名、住所、電話番号等の個人情報を取り扱うことになります。

こうした情報をデータ化もしくは氏名や生年月日などにより個人情報を容易に検索できるように体系化したものを「個人情報ファイル」といい、今般の個人情報保護法の改正により、対象者が1,000人以上の個人情報ファイルは、個人情報ファイル簿という帳簿を作成し、公表することが義務付けられました。つまり、個人情報ファイル簿を見ると、さいたま市ではどのような個人情報ファイルを持っているかが分か

るようになりました。

資料の裏面を御覧いただきますと、個人情報ファイル簿の様式のイメージがございますので、参考に御覧ください。本市では、現在ホームページにおいて278件の個人情報ファイル簿を公表しております。民間企業等が公表されている個人情報ファイル簿を確認し、事業に活用したい場合、個人情報を匿名加工した上で個人情報ファイルを民間企業等に提供することができます。これを行政機関等匿名加工情報制度といいます。

令和5年7月3日から8月4日までの期間において、行政機関等匿名加工情報に係る提案募集を行いました。民間企業2社から提案に関する相談がありましたが、いずれの企業も診療内容等が記載されているレセプト情報と他のファイルを連結することで、有効なデータ活用となる相談内容でございました。さいたま市が保有するレセプト情報に関する個人情報ファイルには、事業者が求めている項目が入っておらず、活用したいデータが記録されていないことが分かったため、提案には至りませんでした。

したがって、令和5年度の提案件数は、結果的には0件でございました。来年度以降も年に1回、提案募集を行う予定のため、結果を審議会で報告したいと考えております。

以上で説明は終了となります。御意見をお願いいたします。

議長

新しい法律でこういう制度が決まりました。その辺りについてどういう手続で行うかという話でした。これは提案募集をかけたということだけでも、欲しいものが無いから要らなかったと、こういうことなのですか。他市では結構あるとか、そういう話はあるのでしょうか。さいたま市はたまたまないという話ですが、他市についてそういうことは聞かないですか。

事務局

あまりあったというのはいません。

星野委員

応募された利用者が活用できるか、活用できないかを判断するに当たっては、このファイルの中身については相談レベルなのか、応募審査の中なのか分かりませんが、閲覧なんかできることになるわけですか。例えば事業者が活用できるかどうか判断するときに、あるファイルをリンクできるかどうか判断されると思うのですが、それはそのファイルの中身を見ないと判断できないと思いますけれども、そのファイルの中身まで閲覧させて判断できることになるのでしょうか。それは分からないですか。

事務局

ファイル自体は個人情報がございますので、閲覧はできませんけれども、個人情報ファイル簿のイメージを見ていただきますと、記録項目という欄がございます、ファイルにどのような項目が記録されているかが書いてあります。これより詳しいことについては、上から3つ目の欄にどこの課がやっているかというのが書いてありま

すので、そこに事業者から直接問合せしていただいて、詳細を聞いて判断していただくという形になります。

星野委員 では、閲覧ではなくて、この項目だとか担当者とのやり取りの中で判断していくということになるわけですか。

事務局 はい、おっしゃるとおりです。

星野委員 分かりました。

議長 何かそのほか御質問、御意見等ございますか。

また後になってもう一回考えてもいいし、一応これは今の時点ではこれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、了承していただいたということといたします。

---

#### (4) 個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について

---

議長 それでは、(4)でございますが、個人情報の保護に関するいわゆる漏えい等の報告についてということで、事務局からお願いします。

事務局 それでは、報告事項(4)の個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について、事務局から御説明をいたします。

まず、経緯でございますが、個人情報保護法の改正に伴いまして、令和5年4月1日から、一定の要件を満たす保有個人情報の漏えいがあった場合に、個人情報保護委員会への報告が必要となりました。令和5年8月末までの案件は、前回の審議会で報告させていただきましたが、残念ながら9月から10月末までの間にも該当する事案が2件ございましたので、御報告させていただきます。また、本日委員の皆様から御意見をいただきまして、再発防止に生かしていきたいと考えております。

では、報告資料(4)と書かれた資料を御覧ください。まずは、資料1ページの令和5年3月29日付けの「保有個人情報の漏えい対応について」という通知について御説明をいたします。令和5年4月1日から、個人情報保護法第68条の規定により、一定の要件に該当する保有個人情報の漏えい等が発生した場合は、全国一律に個人情報保護委員会への報告が義務づけられました。

通知下段の1、対象となる保有個人情報の漏えいについてを御覧ください。要件が4つございまして、1つ目は要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態というものでございます。これは、病歴、障害等に関する要配慮個人情報の漏えいが対象となっております。

2つ目は、不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態というものでございます。

これは、口座番号やクレジットカード番号等の漏えいが対象となるところでございます。

3つ目は、不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態というものでございます。これは、不正アクセス等による漏えいが対象となります。

4つ目は、保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えいが発生し、または発生したおそれがある事態というものでございます。

続きまして、資料2ページを御覧ください。2の対応フローについては、後ほど御説明をいたします。

3、個人情報保護委員会への報告書の作成・提出についてを御覧ください。保有個人情報の漏えい等が発生した所管課が報告書を作成し、行政透明推進課へ提出することとなっております。個人情報保護委員会に対しましては、行政透明推進課から報告書を提出することとなります。

続きまして、資料3ページを御覧ください。こちらは個人情報保護法及び個人情報保護法施行規則の該当箇所を記載させていただいておりまして、ただいま説明した内容に係る条文でございます。

続きまして、資料4ページを御覧ください。このフロー図に基づきまして、全庁的に運用を行っております。まず、報告対象となる漏えい等の発生があった場合、所管課が行政透明推進課へ口頭等により通報をいたします。行政透明推進課では、個人情報保護委員会への報告対象となる案件か否かについて判断を行いまして、所管課へ報告に関する対応を指示することとなります。

なお、フロー図の左側の上から2段目を御覧いただきますと、本市の危機管理体制では、危機管理事案が発生した場合、危機管理監に対して情報伝達シートという報告書を提出することとなっておりますので、行政透明推進課への通報と併せて情報伝達シートを作成、提出するという流れとなっております。

フロー図の上から3段目以降を御覧ください。二次被害の防止を行った後、漏えいした保有個人情報の本人への通知を行うこととなります。その後、必要に応じて漏えい事案の公表を行い、個人情報保護委員会へ提出する速報版の報告書を作成いたします。これは、再発防止措置が5日以内には終わらないことが想定されるため、報告書の一部を未記載のまま報告するという形になります。その後、再発防止措置を行い、確報として報告書を提出いたします。

資料5ページ以降は、報告書の様式となっております。

続きまして、今回個人情報保護委員会へ報告した内容について御説明をいたします。

まず、1件目について御説明いたします。本件は、市民Aの自宅へ、市民Aと同音異字の難病受給者Bの受給者証を送付してしまった案件となります。受給者証には病名等が記載してあったため、要配慮個人情報の漏えいに該当することから、漏えいの報告を行いました。

令和5年7月12日、区役所で難病受給者Bの更新申請を受付しました。その後、保健所において対象者のデータ入力を行い、令和5年9月22日、指定難病受給者約7,000名分の更新受給者証を発送いたしました。

令和5年9月25日、市民Aから連絡があり、難病受給者Bの受給者証が市民Aに誤送付されたことを覚知いたしました。同日、市民Aを訪問し、謝罪の上、受給者証を回収いたしました。

令和5年9月26日、難病受給者Bを訪問し、謝罪の上、受給者証を手渡しました。難病受給者Bが謝罪を受け入れ、対応終了となりました。

今回の漏えいの原因は、システムの操作ミスにより同音異字の別の市民Aを選択してしまったことにより、市民Aの申請者情報を保有してしまったと考えられます。また、発送前のデータチェックにて、送付先情報となる申請者情報の突合を行っていなかったことも原因と考えられます。

再発防止対策といたしまして、システムのデータ入力のマニュアルに注意喚起を記載したとのございます。また、発送前のデータチェックにおいて、全受給者の本人整理番号と申請者整理番号の突合を行い、異なる受給者は全件確認を行うこととしたとのございます。

続きまして、2件目の内容について御説明をいたします。本件は、市民Aの障害福祉サービスの更新案内を市民Bに送付してしまった案件になります。障害福祉サービスの受給の有無は、障害認定に基づく情報となるため要配慮個人情報に該当いたしません。したがって、要配慮個人情報の漏えいに該当することから、漏えいの報告を行いました。

令和5年9月26日、区役所支援課に市民Bから電話連絡があり、他人の個人情報が記載された申請書が同封されていたとの内容であったため、すぐに自宅を訪問したところ、市民B宛ての郵便物に市民Aの更新案内が同封されていました。そのため、謝罪の上、誤って届いた郵便物を回収いたしました。

令和5年9月27日、市民Aの自宅を訪問し、謝罪の上、誤発送の経緯と今後の対策について説明し、了解を得ました。

本件は、送付前に複数の職員が確認したにもかかわらず、同封物の誤りに気づかずに発送したため、漏えいが発生いたしました。

再発防止対策といたしまして、郵便物を送付する前に目視によるチェックを行う際、郵便物をチェックする人数を1人増やすことで誤送付を防止するとのことでございます。

以上で説明は終了となります。御意見をお願いいたします。

議長

御苦労さまでした。

まず、最初の難病の受給者証を送ってしまったという事案ですよね。これについて何か御質問とか御意見とかございますでしょうか。

ここではたまたま受け取った人が言ってくれたのだけれども、ほかにも隠れている例があるのではないのでしょうか。そういうことはないですか。言ってこないから分からないですか。

事務局

そうですね、そこは覚知はしておりません。

星野委員

システムの例えば送付者名簿とアウトプットした資料とが一致しているかどうかというような、チェックシステムとかというのはできないのですか。多分紙ベースで発送すると思うので、データベースの中から通知書だとか申請書だとかを印刷して、それを封筒に入れて発送するのだと思うのですけれども、ソートして一覧表、発送を書いてある一覧表とシステムで対応されているナンバーとが、自動的に突合できるようなシステムをやると、大分間違いが減るような気がするのですけれども。恐らく発送は相手方のネームを、ナンバーをずっと打ってあって、そのナンバーとファイルの中身のデータとは多分リンクしていると思うのですが、そうするとその一覧表のナンバーでアウトプットをやると、自動的にソートされるのかなというふうにイメージとしては思うのですけれども。そうすると、その出力データを間違わなければ、絶対アウトプットの段階で、他人のデータを印刷されることはないような気もするのですけれども、そこは人為的に目視で確認しないと駄目なのかどうか、私は分からないのですけれども。

吉野委員

結局、封筒に入れて送るときのケアレスミスですよね。なので、多分人がやっている以上はどこかで出てきてしまうということになりかねない。

星野委員

数が多いと結構危ないですよね。

事務局

そうですね。所管課のほうからは、発送前のデータチェックについては、受給者の本人の整理番号と申請者の整理番号の突合は、全件確認をしているというものであります。

議長

その場合に、第1の事案というのは、データを打ち込むところの操作でミスがあったのではないの。違うの。違う人のやつを入れてしまったと。だから、発送業務そのものだけではないのですよね。だから、発送業務は逆に言えばちゃんとしているのか

もしれないのだけれども、要はそこですよ。

星野委員 多分データファイルごとに対象者が限定されていると思いますので、その対象範囲だけしか印刷できないような形で対応すれば、それ以外のデータが混じる心配はないような気がするのですけれども、その辺はどうなのですか。

事務局 おそらくですが、役所のシステムが、星野委員のおっしゃるとおり、エラーの機能まで持たせた状態のシステムと契約できれば良かったのだと思うのですけれども、そこまでの機能が入っていなかったものと思われる。おそらく、その機能を追加して改修すると、それこそ100万なのか1,000万円なのか分かりませんが、コストがどうしてもかかってきてしまいます。我々の立場とすれば、本来であればそこにコストをかけてでも個人情報を守ってくださいたいところではあるのですが、なかなかそういうところも言えないところもありますので、今の段階ですと、市全体としては、やはり目視でチェックするというのが原則にはなっています。

こうしたことから、現時点であれば、市担当課の段階でシステムエラーチェックできるような機能をつけて、出してくれというのがあると思いますが、おそらくそこまでの古いシステムなのではないかと思います。できれば委員さんがおっしゃるような機能があって対応できるとよりいいのかなというのは理解できますので、現状そういった部分も踏まえて、目視をきちんとやるという形で対応させていただければというところでは。

議長 いかがですか。御感想でも何でも結構でございますが、2番目のほうも御一緒に議論していただいていいのですけれども。

星野委員 フロー図について伺っても会長よろしいですか。

議長 どうぞ。答えられないとしてもまた調べてとか、今日でなくてもいいのですけれども、どうぞおっしゃってください、結構です。どうぞ。

星野委員 漏えい発覚時についての危機管理について伺いたいのですけれども、このフロー図によりますと、漏えいが発覚あるいは覚知した場合については、想定される被害者への連絡を速やかにやって、取りあえず二次被害を防ぐということについては分かります。それで、そのときに御担当の方は、その漏えいの事案によって危機管理だとか行政透明推進課だとか、連絡先については幾つか多分ルートが出てくると思うのです。担当者が気づいたら、上長への報告はどうするかとか、そういうような連絡体制というのはこういった中で確立されているのでしょうか。

事務局 それは役所の部分として、所属で起こった危機管理事案がありましたら、まずは上司、危機管理補助者というのですけれども、そこに報告した上で、所管課の上から2つ目にあります危機管理課に情報データシートを出すという、そういう流れは、役所

全体でそういうシステムにはなっております。

星野委員　例えば不正アクセスなんかでウイルスがファイルを開いてしまって、汚染されてしまった可能性があるというような場合は、システムサーバー側で全庁的に緊急対応しなければいけないような場合もあると思うのですけれども、そういったときというのは、こういう個別事案というよりは、システム的な危機に直面したときというのは、何か対策というのはあるのでしょうか。ちょっと横道にそれてしましますが。

事務局　デジタル改革推進部というところが所管しているのですけれども、そういうウイルスが発生したときには、直ちに報告するというのがまた別でありますので。

星野委員　かなり差し迫った危機に直面する場合もあると思うのです。端末を速やかにダウンさせて、中央のサーバーとの連携をシャットしないと、汚染が庁内全般に伝播する危険性があると思いますので、こういったものもそうなのですけれども、そういうときに速やかに情報の共有化を図って適切に対処するというような流れをつくっておかないと、結構大変ではないかなと思います。

事務局　御説明させていただきます。

まずは、情報関係につきましては、やはり星野委員のおっしゃるとおり緊急性というのが必要ですので、別途個別の危機管理マニュアルを作っております。例えば先ほどのウイルスの侵入ということであれば、すぐ対応は必要になると思いますので、きちんとデジタル部門で別の委託業者で監視するシステムがあります。その監視する委託業者の方と連携をして、二次被害を防ぐ手続をすることになっています。その上で現状を周知して、原因と対策と次回の再発防止という形で対応しています。その体制については、10年くらい前には出来上がっていましたので、そういった形でさいたま市は情報漏えい対策をしております。

星野委員　最後に1点だけ、このフローの中で漏えい事案の公表事項があるのですけれども、これは今回の事案については、公表とかそういうことはなされたのでしょうか。

事務局　公表は、ホームページや報道機関等の資料に出ている形でしています。

議長　関連して何かございますか。

どうぞ。

芝委員　受給証とかというのは、もらったら医療費がただになるとか、何かいろんな便益であるわけですけれども、自らちゃんと返してくれた人はいいいけれども、そうではなくてずっと持ったままだということはあるのですか。返してくれない場合とかというのはあるのかなという。

議長　あの人が持っているとは分かっていて、こっちは分かっているのだけれども、言ったけれども返しませんというように言われてしまうと、こういった時ですよ。



事務局       そこは返していただくようお願いするしかないのかなと。今回は返していただいたのでよかったのでございますが。

芝委員       他人のものを使ってサービスを受けたりすれば、これは犯罪になるとは思いますけれども。

議長       知ってしまった以上は、他人のものだと分かった以上の行為は、それは罰則対象にはなるでしょうね。知らないで使ってしまったものは、何も言えないかもしれない。物によってはそういうものもあるかもしれない。

      よろしいですか。次回またこういうのが出ないことを祈っていますが、こういうものがあるという点と、これについてどう対処したらいいか、何が原因なのかということ、この委員会でも考えなければいけないことかなというように思います。

      よろしいでしょうか。

      〔「はい」と言う者あり〕

---

#### (5) 開示請求に係る全庁通知について

---

議長       それから、次は最後の報告(5)ということで、開示請求に係る全庁通知、お願いいたします。

事務局       では、報告事項(5)の開示請求に係る全庁通知について御説明いたします。

      こちらの報告につきましても、個人情報保護に関する施策を実施していく観点から御説明をするものでございます。令和5年9月から10月末までの間に、全庁で開示請求に係る事務処理ミス等が2件発生しております。再発防止のため、当課から全庁へ通知を行っているところでございます。

      前回の審議会でも3件の全庁通知に関する報告をさせていただいておまして、今年度は例年より開示請求に係る事務処理ミス等が多いことから、本日委員の皆様から御意見をいただき、再発防止に生かしていきたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

      では、報告資料(5)の資料1ページの令和5年9月14日付け「情報開示における適切な個人情報の取扱いについて」という通知について御説明を申し上げます。この事案につきましては、行政情報開示請求に係る開示の実施を行った際に、さいたま市職員の職員番号を誤って開示してしまい、個人情報が漏えいしてしまった事案でございます。

      資料2ページに該当条文を載せておりますので、御覧ください。情報公開条例第7条第2号において、「特定の個人を識別することができるもの及び特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものは不開示」と規定されております。

情報公開条例第7条第2号ただし書きウにおいては、「公務員等の職務の遂行に係る情報等で、公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの」については、開示できる情報となりますが、職員番号はこれには該当いたしません。

我々市役所職員は市町村共済組合に加入し、いわゆる健康保険証の役割を果たす組合員証の発行を受けております。職員番号は、その市町村共済組合の組合員証の番号となっております。また、他の医療関連情報と組み合わせると、個人を特定できるおそれがあります。また、健康保険証の利用については、職務の遂行というよりはプライベートの側面が強く、これらのことから、本市では職員番号を個人情報として取り扱っており、開示請求を受けた場合の職員番号は不開示情報となります。したがって、本件のように漏えいした案件が発生いたしましたので、再発防止の観点から全庁に向けて注意喚起を行っております。

次に、資料3ページの令和5年10月31日付け、個人情報の適正な取扱いについてという通知について御説明をいたします。この事案につきましては、市民がA課に対して行った行政情報開示請求の事実をB課の職員が知り、B課職員がA課へ開示請求したことを当該市民へ話したため、当該市民から苦情が寄せられたという事案でございます。

特定の人物が開示請求をしていることは、個人情報に該当いたします。そのため、特定の人物から開示請求があったことを複数課で共有した場合、原則、個人情報を取得した事務の目的外で個人情報を利用することとなりますので、個人情報保護法第69条に規定されております利用及び提供の制限に違反することから、全庁に対して注意喚起の通知を行ったところでございます。

資料4ページに該当条文を載せておりますので、御覧ください。個人情報保護法第69条第1項において、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定されております。したがって、原則として事務の利用目的以外の目的のために特定の人物が開示請求をしているという個人情報を、複数課で共有することはできません。

次に、第2項を御覧ください。事務の利用目的以外の目的であったとしても、第2項各号の条件に該当した場合には、利用及び提供が可能となります。例えば、第1号には「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」とありますので、少なくとも本人の同意があれば、事務の利用目的以外の目的であっても使用することが可能となります。今回の事案はいずれの条件にも該当いたしませんので、使用できないこと

となります。

以上で説明は終了となります。御意見をお願いいたします。

議長 ご苦労さまです。

最初の事案ですけれども、どういうときに職員番号が一般の情報公開請求で出てしまうのですか。

事務局 たまたま名前と職員番号を出してしまいました。

議長 職員の名前は出たのですか。

事務局 職員の名前も出ています。単純に職員番号をマスキングし忘れたということです。

議長 そういうことなのですね。そのようだそうです。

星野委員 条例では氏名は公表してもいいのですよね。

事務局 公務員の職務の遂行に係る情報の請求は、原則開示となりますので、氏名ですとか所属につきましては原則開示なのですけれども、職員番号については保険証の番号が分かっていますので。

星野委員 リンクしてしまいますね。

事務局 はい。原則不開示ということになります。

星野委員 消し忘れてしまった。

議長 何かございますか。

それから、2番目はどうでしょうか、今の。これは個人情報云々の問題ではなくて、そもそも情報公開制度に対するものですよね。誰かが情報公開したことを、あの人、あなたの情報公開に関係することを情報公開しているよと言ったということでしょう、これは。

事務局 そうですね。

議長 これは完全に公開制度の根幹に関わる問題ではないのですか、職員として。

事務局 あとは、守秘義務にも違反しているのかなど。

星野委員 請求者はこっそりと人に知られたくない、請求自体を知られたくないと思いながらやっているのしょうから、それをあなた請求しましたよねということはいかなもののでしょうか。複数課にまたがったということなのですか、B課の方が知り得たというのは。

事務局 そうですね、関連する課で、という話でして。

星野委員 関連していたらさらに悪いですね。再発防止で意識を高めていただくということになってしまうのですかね。

議長 そうなのでしょうね。これは危ないなという感覚が必要なんでしょうね、それが。

星野委員 普段から研修だとか、そういうような認識だとか意識を高めるように取り組む、や

はり人間ですから、それしかないと思います。

議長 芝先生、教育的な立場からいかがでしょうか。

芝委員 やはりそうだと思います。

事務局 余談なのですが、報告事項ではありませんが、やはり皆様方そういうことをおっしゃるのではないかというようなことも勘案いたしまして、先週の月曜日の11月6日に、行政透明推進課で全庁向けに、今2つ報告さしあげた事案でトラブルが起きているので気をつけてくださいという意味も含めて、個人情報保護と情報公開の研修会を行ってまいりました。

あとは、引き続きその他電子資料による研修などを用いて意識啓発に努めていきたいとは思っているのですが、すぐに意識が消えてしまうところがあるので、定期的に研修を行うことは考えているところです。

星野委員 民間会社でも結構あるのですよ。それで、しつこいぐらい定期的にそういうのをやるのですが、部署によっては忘れてしまうところがあるのですよね。ぽろっと飲み席で言ってしまうとか。余談ですが。

事務局 いえ、いえ、同じことを考えています。

議長 職員番号だって、公開するときに誰が別な人が見ていけば、違った結果になるかもしれないですね。だから、そこがやっぱりできていないのですよね。1人だったらミスが起こり得るけれども、もう一人の人がまた別の目で見ればという感じもしますけれどもね。

一応そういうことでございますが、何か御意見等ございますか。あれば、第1回でございまして、率直におっしゃってください。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、そういうことで、今日の議題としてはこれで終了ということでもいいですか。大丈夫ですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、あとは事務局のほうでお願いします。

---

### 3 その他

---

事務局 長時間にわたり御審議ありがとうございました。

事務局からですが、次回の審議会でございますが、令和6年1月24日の水曜日、午後1時30分を予定しております。改めて事務局から開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。そういうことで、また来年ということでもろしくお願いします。

本日はどうもありがとうございました。